

## 政権と社会党 1980～90年代の政策審議会

——浜谷 惇氏に聞く

### はじめに

今日はお招きいただき大変光栄です。ありがとうございます。浜谷惇です。貴重な研究会のお時間ですので、前置き無しで報告させていただきます。今日の報告は事務局の方から、主として「政策審議会の動向、1980～90年代の社会党」について報告するよりのテーマをいただきました。また、関連して、①連立政権時代の舞台裏を「裏方」としてどのように支えたか、②党職員の一般的な1日の過ごし方、③90年代の社会党議席激減の要因分析、の3つについてもふれてほしいとの注文をいただきました。

### 1 社会党との出会いと社会党本部での職歴

#### (1) 社会党との出会い

まず「社会党との出会い」ということですが、直接のきっかけは公募です。東京オリンピックが開催された1964年でした。9月、ここ法政大学市ヶ谷キャンパスに貼り出された「採用募集要領」の掲示板の中にあつた、「社会

党機関紙局、『社会新報』記者若干名募集」という貼り紙を見て応募したのが「社会党との出会い」ということになります。

社会党が、こうした企業や公務員の新卒募集と同様の公募方式によって採用をしたのは、後に土井たか子委員長時代の1980年代末に1回実施されていますから、64年から私が退職する96年までの32年間で2回のみ実施されたこととなります。

先ほど「直接のきっかけ」と言いましたが、「間接のきっかけ」ということで言えば、友人が「就職はまだか。決まっていないなら、『社会新報』の記者を募集している」と教えてくれたことが記憶にありますから、日頃、社会党的なことについて友人との間でなにか話題にしていたのだろうと思います。

#### (2) 社会党本部の職歴

採用試験に運良くパスして、私は翌1965年4月に機関紙局に入局して、以後96年10月まで社会党本部で仕事をすることになりますが、簡単に32年間の職歴を紹介しておきます。

本稿は、2016年1月31日(日)午後2～5時に、法政大学市ヶ谷キャンパス、80年館7階会議室にて開催された第19回社会党・総評史研究会の記録である。出席者は、雨宮昭一、有村克敏、岡田一郎、芹澤壽良、中根康裕、細川正、山口希望、米山忠寛、木下真志であった。

事前に木下から、お話しいただきたい内容について打診はしたが、報告の内容は、報告者に一任した。お話を再構成したうえで、読者の便宜を考慮し、適宜、中見出しを付した。(木下真志)

なお、編集の都合上、第20回社会党・総評史研究会の記録「日本社会党・総評時代の日本共産党の労働組合運動の政策と活動について——1970～80年代の総評との関係を中心に 梁田政方氏に聞く」を、先行して本誌703号(2017年5月号)に掲載している。

私は、大きなセクションで言うと、①機関紙局（『社会新報』編集部）、②教宣局、③地方政治局、④政策審議会、となりますが、時代を追って簡単に紹介します。

最初は当然ですが機関紙局です。1965年4月から78年9月（約13年6カ月）、『社会新報』編集部にいました。『社会新報』でのスタートは整理部校閲担当で、それから取材記者ということで国会担当、北信越総局（約6カ月）、再び国会担当。と言っても休会中は原水禁運動や原発、公害運動、自治体問題、平和経済計画会議などを取材していました。

印象深く残っていることを紹介しますと、1つは、私が仕えた3人目の中原博次編集長（1926～2013年）から学んだことですが、国会議員や政策審議会と協力し合って、週2回刊の中でもいくつものスクープ的な紙面をつくれたこと。これはやりがいがありました。それから、幻に終わった北京常駐特派員問題で、私自身当事者にされたこと、などがありました。

2つは、1973年2月の党大会で森永栄悦機関紙局長（1946年に社会党本部に勤務、後に企画調整局長、86年退職。2001年没）と中原編集長が批判され、更迭されてから、山本政弘機関紙局長（1918～2005年。後に副委員長）、大塚俊雄編集長（1957年に社会党本部勤務、後に機関紙局長、88年退職。99年没）になりました。このころから機関紙局も党本部も社会主義協会系の人が増えていきました。『社会新

報』では具体的紙面づくりの議論をあまりしないで、編集基調（方針）はどうあるべきかと言っては、夜遅くまで続く編集会議には参りました。

ですから、新報時代の前半は居心地よく仕事ができましたが、後半は居心地がよくなかったことになりますね。

教宣局は1977年2月から12月まで約10カ月。これは『社会新報』に席を置いたまま、「記者クラブ担当」をしましたが、これは異例のことでした。ちょうど社会主義協会の規制問題をめぐって、党が真っ二つになって党再建論争をした時代です。

次の地方政治局は、1978年9月から81年3月までの約2年6カ月。ここでは月刊『地方政治』の編集長が主たる任務でした。

それから、今日の主題である政策審議会ですが、1981年3月から96年10月まで約15年7カ月。政策審議会では、通信部会や情報通信政策を担当し、海野明昇\*事務局長（1937年～）の勧めもあってエネルギー政策や産業政策にもかかわってきました。その間、88年からは政策審議会事務局次長、兼務で院内総務会事務局長（半年ちょっとぐらいだったと思います）、94年から「社会党シャドーキャビネット」事務局次長兼・政策審議会事務局長を歴任しました。

\*第21回本研究会の報告者。今後、本誌に記録を掲載予定。

浜谷惇（はまたに・あつし）氏略歴

1940年10月 朝鮮（現韓国）大田生まれ  
1943年10月 帰国、山口県周防大島町に居住  
1960年3月 山口県立岩国商業高校定時制課程卒業  
（昼間は帝人㈱岩国工場に勤務）  
1965年3月 法政大学社会学部卒業  
1965年4月 日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』編集部入局  
1977年2月 党教宣局を兼務（記者クラブ担当）  
1977年12月 『社会新報』編集部復帰

1978年9月 地方政治局に異動  
1981年3月 政策審議会に異動  
1996年10月 社会党中央本部を退職  
1996年11月 一般社団法人生活経済政策研究所（旧社団法人平和経済計画会議）勤務  
2002年8月 同研究所を退職  
2003年4月 東洋大学経済学部非常勤講師（～2008年3月）  
現在 一般社団法人生活経済政策研究所参与

### (3) いわゆる派閥的立ち位置

たぶんみなさんのご関心事の1つに、「浜谷はどの派閥に所属していたのか?」ということがあるのではと思いますので、ちょっとだけふれておきます。

私は、入局してしばらくの間は「江田派」に所属していました。私は「江田ビジョン」に関心を持っていたことと、江田三郎さん(1907～1977年。社会党委員長代行、書記長を歴任)の考え方に魅力を感じていましたから、当然のなりゆきだったように思います。しかし、江田派の勉強会や集まりに出かけていたのですが、居心地がよくありませんでした。

なぜかと言うと、そこでは、「江田ビジョン」は「江田構造改革論とは関係ない」、ということで議論されていません。私は正直「江田ビジョンをなぜ理念、政策、運動として具体化しようとする勉強をしないのか」との考えを強くしていました。それに江田派の書記局運営にこれまた違和感を持つようになっていました。

それで、江田派とだんだんと距離ができるようになりましたが、江田派の主要なリーダーであった森永さんと中原さんとの信頼関係はずっと続いていました。お二人とは率直な意見を交わすことができましたし、私に「江田三郎さんを囲むブレインの会合」に陪席できるチャンスや江田さんと「直接意見を交わす場」などを与えてくれて、私は感激、感謝してきました。

そんなことがあって1960年代から70年代にかけて、私は『社会新報』の取材を通じて、社会党改革問題で率直に語り合える議員が増えて、例えば安井吉典(1915～2012年。副委員長、衆議院副議長)、檜崎弥之助(1920～2012年。青少年局長、社民連書記長)、大出俊(1922～2001年。国会対策委員長、郵政大臣)、土井たか子(1928～2014年。委員長、衆議院議長)、井上普方(1925～2015年。国会対策副委員長)、竹

田四郎(1918～2009年。参議院決算委員長)、田英夫(1923～2009年。国際局長、社民連代表)、久保亘(1929～2003年。書記長、大蔵大臣)、小山一平(1914～2011年。地方政治局長、参議院副議長)、片山甚市(1923～1999年。社会労働委員長)など各衆参議員でした。そして現在も活躍されておられる村山富市(1924年～、委員長、総理大臣)さんと、横路孝弘(1941年～、国民運動局長、衆議院議長)でしたね。

1969年の衆院総選挙で社会党は歴史的敗北を喫して社会党再建途上の73年、先にあげた方々が結成した「新しい流れの会」に私も参画しました。新しい流れの会の設立目的は、「社会党を政権の取れる党に改革していく」ことであって、最盛期には衆参46人の国会議員が集まりました。

1977年秋の臨時党大会の最中に、檜崎弥之助、田英夫、秦豊(1925～2003年。参議院議員)の三人の衆参議員が社会党を離党するということが起きたけれども、私は「流れの会」に居ながら、反社会主義協会の立場に立つ派閥横断的な「政権構想研究会」にも参画を続けてきた、ということになります。その中で私は、「新しい流れの会」で一緒に活動してきた久保亘参議院議員を信頼し、「流れの会」が解散した後も、社会党本部を退職するまで行動を共にしました。

## 2 飛鳥田委員長から石橋委員長の時代のこと (1980～86年)

### (1) 政策審議会の《文化》にとまどい

地方政治局から政策審議会に移ったのが1981年3月で、ちょうど国会開会中でした。海野事務局長に連れられて衆参の法制局や関係する調査室などを紹介されて早々に仕事を始めた記憶があります。当時の委員長は飛鳥田一雄さん(1915～1990年。国民運動局長、横浜市

長)で、その後石橋政嗣さん(1924年～、書記長、副委員長)が委員長に就任されました。

当時の政策審議会のスタッフは20人弱でしたから、事務局長以外は、みんな部会や基本政策委員会、特別委員会、合わせて10以上の委員会を担当していました。私もすぐに、通信部会や関連するいくつかの対策特別委員会などを担当、それから先ほどふれましたようにエネルギー基本政策や産業政策を扱う委員会にもかかりました。

具体的にどうやっていたのかは、その時々によって違ってきますが、一般的には、通常国会が開かれると政府から提出される法案について、関係省庁からヒアリングを受けたり、議員と相談、議論しながら問題点や論点を整理したり、社会党側から提案すべき事項の整理、修正、付帯決議のメモづくり。議員立法を内閣法制局の協力を得て仕上げて国会に提出、あるいは各省庁から発表される「白書」などの問題点や論点の整理。もちろん、質問づくりの手伝いもあります。

これら作業の過程で、関係する労組との調整、住民や市民活動に取り組んでいる方たちからの要望を聞いて政策や国会審議に活かしていく、などたくさんあります。

そのほか、選挙政策や中長期の政策づくり、委員長や書記長等などの質問草稿づくりなどもありますから、国会開会中はどの担当者も会議とその準備に追われて手一杯。それぞれの担当者が臨機応変にやりくりしながら作業をこなしていたというのが実態です。

先ほど職歴のところでもふれましたとおり、政策審議会に移るまでに私が経験したセクションは、社会党としての立案、方針作成の当事者というよりも、それを報道・広報・教宣する活動が主だったわけです。それに比べて政策審議会の活動は政策や見解を起案することになります

から、当事者そのものだったということで、最初は戸惑ったかと言いますと、

例えば選挙政策を起案するとしますと、通常、「社会党は……を実現します」とか「……を約束します」と文章にすることになります。正直それに抵抗を感じることが少なくありませんでした。実現できる見通しが見えてこない。国民はどう思うだろうか。そんなことを書いていいのか、という疑問がたえずありました。

ですから、私は当時、革命をやるというなら別ですが、どう考えてもできもしないことを主張するよりも、正直に「実現に向けて努力する」「努力することを約束する」とすべきではないか、と考えていましたから、政策審議会の政策活動に溶け込むのにしばらく時間がかかりました。

私にとって幸いだったことは、私の担当した分野が直接に党の路線論争とかかわるような課題を抱えていなかったので落ち着いて勉強、作業できたことです。そして『社会新報』時代に学んだ党の現状をできるだけ客観的に、相対化して記事を書くという姿勢は、政策立案にあたっては貫くべき大事なことだと確信を持ったことです。

先ほどちょっとふれましたが、政策審議会には、おおまかに4つの性格、目的を異にする「委員会」が設置されています。

1つは、各省庁と衆参に設置されている常任委員会と特別委員会に対応する「部会」が18。

2つは、主要分野の政策を練り上げる「基本政策委員会」が約20。

3つは、問題や課題が起きるとそれに対応する「対策特別委員会」が約70。

4つは、複数の委員会の間を調整し成案をまとめ上げるためのプロジェクト。

私が担当したのは通信部会。これは旧郵政省

が所管する現業としての、①郵政事業（郵便、貯金、簡保。大蔵省に關係）と、②電気通信事業、③放送事業、④情報通信政策（通産省に關係）——の分野を担当していました。

それから、基本政策委員会では、私が政策審議会に移った前後、すでに省庁間や専門家間で高度情報化社会をめぐる活発な議論がされ始めていましたので、逓信部会と商工部会を中心に1982年に「情報・通信産業政策委員会」を設置してもらって、これを担当していました。対策特別委員会では、郵政対策特別委員会、電気通信対策特別委員会、電機産業対策特別委員会などを担当していました。

ですから当然のこと、担当する委員会と関係する当該労働組合である全通（現 JPU = 日本郵政労組）、全電通（現 NTT 労組）、KDD 労組（現 KDDI 労組）、日放労（日本放送労組）、電機連合労組、生保労連（全国生命保険労組）などとは、よく連絡を取り合っていました。

## (2) 電電公社改革を担当

私が担当した中でも、この時代に時間的にも内容的にも没頭して取り組んだのは、電電改革問題（日本電電公社を現在の NTT 株式会社に改革）への対応でした。

ちょうど私が政策審議会で仕事を始めた直後くらいに第二臨調（第二次臨時行政調査会、1981年3月）が発足し、国鉄（日本国有鉄道）、電電公社（日本電信電話公社）、専売（日本専売公社）の三公社を民営化するための議論が進み、さらに郵政事業をはじめ五現業（郵政のほか造幣・印刷・国有林野・アルコール専売の各事業）を改革する動きがありました。このため、私は電電公社と郵政問題に、とりわけ電電問題の対応に没頭することになりました。

社会党は「反対するばかりで対案を示さない」とよく言われてきましたが、政策審議会では

はたえず対案の準備とか、地道な作業に取り組んでいました。事例という意味をも含めてちょっと紹介させてください。

社会党の電電問題に対する基本的考え方は、国民・利用者にとってサービスのあまねく公平、適正料金によるサービスの充実、高度情報化時代のリーディングカンパニーとしてふさわしい役割を果たしていく。そのためには、先ず事業主体に〈当事者能力〉を与えるべきだ、というものでした。当事者能力を与えるということには、全電通労組、電電公社はもとより、識者からも強い意見が出されていました。社会党はこれらに応えようと思いましたね。

印象深かったことを3つばかり紹介します。

その1つ。第二臨調が進める株式会社化への動きに対して、82年9月に社会党は電電公社改革後の新しい経営形態は、国民の共有財産にふさわしい、政府と電話加入者との共同出資による「特別立法による特殊法人」などを骨子とする案を決めました。この共同出資というのは、電話加入者が所有している電話加入権（1980年当時、固定電話の工事費として1回線あたり約8万円程度支払う）を「出資証券」に振り替えるというものでした。

この作業の中で、一律に振り替えることは、憲法には「結社」に加わらないという「自由」が保障されており、これに反するおそれがあるとの指摘（法制局や専門家から）が出されて、法政大学の江橋崇教授らに検討してもらったことを思い出します。この結果、基本的考え方には「出資は強制するものではない」と明記して発表しました。

2つ。1984年の通常国会に、政府は電電改革三法案を提案してきましたが、社会党は審議を通じて修正を主張、最終的に衆議院で（2項目）と、参議院で（3項目）を修正させました。

3つ。電電改革三法案には15項目の政令と

73項目の省令、あわせて88項目がありました。

当時の郵政省の認識は、法律が国会で成立した後に、国会審議を踏まえて政令・省令をつくる、ということでした。今だってそうだと思います。裁量権は政府・省庁にあるということです。それでは、国会審議で野党の追及、提案に対して政府側が答弁したことが法律の施行段階で活かされる保障が担保されていることになりません。

そこで、社会党は法案審議に入る前提として、政省令について要綱提出を求めて、提出された約50項目について郵政省が考えているであろう政省令の論点を整理して、審議で取り上げてきました。法案審議は衆議院で成立し、参議院で会期がきて閉会、継続審議になりましたが、この閉会中を利用して、片山通信部会長と安井電気通信対策特別委員長から、私と片山さんの秘書の雑崎亮平さんに「郵政省の実務担当者として政省令についての詰めの作業をするように」との指示がありました。

9月の下旬から11月の中旬の間、二日おきくらいのペースで、郵政省の当時調査官だった高田昭義さん（1944～1999年。後に官房長）と浜田弘二さん（1946年～、後に総務省総務審議官）と協議を重ねました。ある段階から、双方で合意できるところからメモに起案していきましたが、私たち実務者レベルでは最終的に11項目については一致点を見出すことができませんでした。それで参議院通信委員で理事をされていた自社四者会談——社会党から片山さんと大森昭さん（1927～2012年。選挙対策委員長）、自民党から長田裕二さん（1917～2003年。参議院議員会長、参議院議長）と成相善十さん（1915～1998年。参議院副幹事長）——で詰めていただきました。

これらの結論を含め、84年12月1日に召集された通常国会の参議院通信委員会での質問と

答弁を議事録に記録することで、郵政省に政省令づくりの際の約束を担保させ、また衆議院に続いて三法案を修正させて12月14日の参議院本会議で成立。そして衆議院に回送して可決して、85年4月1日から現在のNTTがスタートすることになりました。

この作業を通じて、私は法案審議において政省令の扱い方の重要性を直接肌で知ることになりました。

### (3) 社公中軸路線への転換と「新宣言」の採択

この時代の話題として、社公中軸路線への転換と「新宣言」の採択について簡単にふれておきます。

社会党にとって1980年代初頭から86年の特徴の1つは、全野党共闘路線（社共路線）から社公中軸路線に転換して、それが定着していく時期であり、2つは「道」（綱領的文書である「日本における社会主義への道」）の見直し作業が進んで、その結果として新しい綱領である「新宣言」が採択されたことでした。前者の社公中軸路線への転換は、次の項で一緒に述べることにします。

後者の「新宣言」については、私は直接作業にかかわっていませんでしたので省略しますが、私の受け止め方を紹介しますと、綱領や理念的な文書を決めても、肝心なことはそれを政策次元でいかに具体化（長期、中期、短期）していくことができるかであり、正直、従来型の党内議論が続くことになるのではないかと不安がありました。でも、大変だけれどもポジティブにとらえて地道に政策を積み上げるしかないのではないか、というようなことが記憶にあります。

とは言っても、「新宣言」をまとめきったのは石橋政嗣委員長と田辺誠書記長（1922～2015年。後に委員長）による主導がなければ

どうなったかわかりません。その後5年を待たずに東西冷戦構造が終焉することになり、ソ連邦は崩壊して新たなロシア連邦・共和国へ移行し、東欧諸国は独自の道を歩むことになったわけですからね。「道」がソ連型社会主義に影響されていたことは事実ですから、社会党も危うく大混乱をする危険性があったわけです。

ところが、「宣言」を採択してすぐに行われた衆参同日選挙（1986年7月6日、中曽根首相によるいわゆる「死んだふり解散」）で、社会党は敗北を喫することになり、その責任をとって、あっさりと石橋・田辺執行部が総辞職をすることになってしまいました。これはあとづけ、繰り返言になりますが、もう一回、石橋・田辺執行部にチャンスを与えるべきではなかったかと思います。そうすれば、後を継ぐことになった土井たか子・山口鶴男（1925～2015年。書記長、後に総務庁長官）執行部はもっと違った意味で役割を果たせたのかもしれない。

### 3 土井委員長の時代のこと（1986～91年）

#### (1) 消費税廃止法案の成立と社公民連による連合政権協議の破綻

先ほどちょっとふれましたが、社会党は1980年1月に公明党と「連合政権構想」で合意して、全野党共闘路線から社公中軸路線に転換することになりました。80年代後半は「新宣言」の具体化とあいまって、社公関係を軸にして社公民連の連合政権協議が重ねられ、それが選挙協力にも反映されることになります。

いま申し上げた社会党の路線転換の背景には、次の2つのことがあったと思います。

1つは、総評や主要単産のリーダーから「社公」あるいは「社公民連」による「連合政権構想」の推進に強く期待する発言があったこと。これには当時の労働戦線統一への動きが強クリンクしていたと思います。

2つは、選挙協力のことを考えると、現実的には社公、あるいは社公民連を選択する以外に選択肢がない状況にあったことです。

したがって、土井さんが委員長に就任した段階では、すぐにも社公民連による協議開始が待たれる状況にありました。しかし、公民連からすれば、社会党の基本政策の転換に対する疑念が払拭できないということで、しばらく膠着状態が続くことになりました。

それで翌1989年4月7日に京都で、社公民連の党首——社会党の土井委員長、公明党の矢野絢也委員長（1932年～）、民社党の永末英一委員長（1918～1994年。元右派社会党議員）、社会民主連合の江田五月代表（1941年～）——による会談が行われ、①4党は、国民各層を結集し、連合政権づくりを目指す。このため、「連合政権協議会」を結成し、書記長間の協議を始める。②4党は、連合政権の基本政策の合意を目指し、書記長・政策審議会（政審）会長間で、協議を開始する、ほか6項目で合意します。

そのちょうど1年くらい前から、私は伊藤茂\*政審会長（1928年～、副委員長、運輸大臣）から「電電公社改革も一段落したのだから政策審議会全体のマネージを手伝うように」言われて、事務局次長として仕事の幅を広げていました。それで社公民連による「連合政権協議会」——識者をアドバイザーに招いて4月、5月、6月と3回の会議——などを手伝うことが加わってきました。

当時、社会党は土井さんが初の女性委員長の誕生で、歯切れよい、市民感覚に富んだ発言で「土井ブーム」を巻き起こすことができて、1989年7月の参議院選挙で社会党は46議席を確保（56年7月に次ぐ最多獲得議席）して、参議院

\*本誌673、674号（2014年11、12月号）に「回顧 私と日本社会党——伊藤茂氏に聞く」掲載。

は与野党の議席が逆転することになりました。

この逆転の背景には、1人区の選挙区で連合が支持母体となった「連合参議院」の候補者を社会、公明、民社、社民連が推薦して11人を当選させたことがありました。ただその一方で、公明、民社は現有議席の維持に終わり、連合政権協議が社会党にのみ〈風〉をもたらしたと受け止められて、4党の間にちょっと微妙な空気が漂うことになりました。

しかし、そんな中で、社会、公明、民社、社民連、連合参議院（1993年に「民主改革連合」に改称）の5会派は、参議院選挙で公約した「消費税廃止」を実行するため、89年秋の臨時国会に消費税廃止関連の3法案と税制再改革基本法案を参議院に提出し、審議の後、12月11日に参議院本会議で可決、成立させることができました。

私は、この消費税廃止法案では党政策審議会の「消費税チーム」と、4党会派（社民連は発議者には加わらず4党会派に一任）の「消費税チーム」に加わっています。

私の主たる役割は、参議院に設置された税制問題等に関する特別委員会の理事会に公明、民社の政策審議会のスタッフと一緒に陪席して、理事会の決定と様子、雰囲気、発議者（廃止法案の提案者）を支える社会党の事務局チームと、4党会派共同の事務局チームにいち早く伝えること（発議者や党幹部には理事が報告）、またチームの要望事項を理事に伝えて、理事会の協議に反映してもらう、ということでした。

他にも、自民党の質問者から「質問取り」（質問レクチャー）のセットを取り付けることがありました。そのほか、作業が深夜になった場合のホテルの予約だとかチームが仕事をしやすいようにする雑務をこなしていました。

理事会での印象深いエピソードを一つ紹介しておきます。それは、法案の発議者として早く

成立させたい野党4会派と、それを成立させたくない自民党の立場が逆転して論議することがしばしばみられたことです。

例えば、ある時理事会で対立が続いて以後の委員会の日程も協議できなくなり閉会。そこで特別委員長（自民党議員）が職権で翌日の「理事会開催と委員会開催」を参議院公報に載せるわけですね。公報掲載がないと慣例として理事会も委員会も開催できません。ところがです。当日の朝の理事会で、4党会派の理事は特別委員長が職権で公報掲載したことに抗議、陳謝を求めるわけです。そうすると、自民党理事は、「みなさんは提案者として審議を促進したいのでしょう。抗議とは何事だ。みなさんは委員長に感謝すべきだ」とたしなめられるのです。

また、特別委員会の審議中に社会党議員のヤジを理由に、自民党は、ヤジを飛ばした議員が理事会の席で陳謝するように要求。ヤジを飛ばした議員はなぜ陳謝する必要があるかと居直るわけです。その間審議はストップということもありました。特別委員会の審議で発議者を事務方として支える「補佐人」の役割を担ったのが政策審議会スタッフですが、その補佐人がたばこを吸ったという理由で自民党は審議をストップ（当時は審議中に喫煙が許され、補佐人の前にも灰皿が用意されていた）。

提案者と質疑者の立場が逆であるにもかかわらず、長い間の与野党の慣習化された立場によるものだったり、自民党の意地悪がありましたね。

参議院では廃止法案は可決されましたが、振り返ってみると、この約5カ月の共同作業の時期が、社公民連の絶頂期であったと思います。

そして、翌1990年1月こんどは衆議院の総選挙です。当時、公明・民社との間で多少ギクシャクすることがありましたが、それでも4党は党首会談で「連合政権協議は合意をめざして



今後も継続する」で合意して、総選挙に突入しました。

総選挙の結果は、社会党が85から136に議席を伸ばして勝利。社民連は現状維持、公明、民社は共に議席を減らすことになりました。前年の参議院選挙と同様に、公明、民社にしてみれば「連合政権協議」と選挙協力は社会党だけを利することになったと見たわけです。加えて社会党がいつまでたってもいわゆる基本政策の転換をしないことへの苛立ちもありました。

それで政権協議は頓挫することになりました。さらに加えて1990年8月にイラク軍のクウェート侵攻、湾岸戦争へと事態が拡大していく中で、政府は国際平和協力量案（PKO法案）を国会提出しますが、同法案に対する対応をめぐって、社会党と公明、民社両党間の対立が次第に広がり、決定的な亀裂を生むことになりました。

## (2) 土井ビジョンと「3つのプロジェクト」

ここで、ちょっと私と土井さんの関係を申し上げますと、私は土井さんが衆議院議員に当選された直後から『社会新報』の取材を通じて党改革を論じあって意気投合してきました。

例えば、当選から1年にもならない1970年11月22日の紙面に「党大会に向けた新人議員をインタビュー」を連載していますが、そこで土井さんは「あらゆる人事交代を必要としている。……委員長選挙の方法を改めることを最重要課題にしてほしい。次期大会での実行を決議すべきだ。黨員一人ひとりが選挙権を持つことだと思う」と、全党員投票を提唱しています。このインタビューをした時のことを私は非常によく覚えています。

その後、社会党を政権の担える党に改革しようと結成された「新しい流れの会」でも一緒に活動した仲ですから、委員長候補に要請の声が出た際には、密かに出馬の準備を手伝っていま

した。

委員長に就任されてからも、代表質問のメモづくりなど裏方の作業に携わっていました。その後、委員長を支える支持基盤が社会主義協会系に移ったこともありましたが、土井さんとの信頼は揺らぎませんでしたけれども、私と土井周辺の方との関係がうまくいかなかったのでしょうか、だんだんと遠い関係に広がったのは残念でした。

話題を戻します。土井さんは委員長に就任することによって、党の内外から「新宣言」の具体化、党改革、党の体質改善、市民・女性との連帯、政策の見直しで大きな期待を背負うことになりました。

その具体的な動きとして政策分野にかかわる3つのことを紹介しておきます。

1つは、土井さんは委員長に就任して間もない1986年12月に、党外の有識者や市民の声を反映させるという目的で、「土井委員長を囲む会」（社会党に提言する会）を発足させています。「囲む会」には、「環境・公害」「高齢化社会」「海外援助と第三世界」「暮らしと経済」の4つのプロジェクトが設置されています（土井たか子著『せいっぱい——土井たか子半自伝』朝日新聞社、1993年による。日本社会党50年史編纂委員会『日本社会党史』1996年では、5つのプロジェクトと記載されている）。これらの成果は、後に述べる「土井ビジョン」や社会党の政策に活かされることになりました。

2つは、党内作業として、山口書記長を責任者とする「21世紀への社会経済転換計画プロジェクト」が1987年5月に作業を開始。翌88年2月に「もう一つの日本と世界——21世紀への社会経済転換計画」を党大会で決定。私も起草委員のひとりとして作業に加わっています。これはその後加筆作業をして88年9月に政策審議会編として発刊されています。

3つは、1989年の参議院選挙に勝利して「連合政権への展望が開けた」として、土井さんは、89年9月に「新しい政治への挑戦」（土井ビジョン）と、伊藤政策審議会議長が責任者として取りまとめた「土井委員長の提言に関するプロジェクト報告」を公表しています。

この作業には、私はちょうどその時期、40日間ほどアメリカを訪問中であつたためにかかわっていません。帰った時に、伊藤さんから「僕がパソコンに打ち込んだ草案メモを見ながら土井さんと議論していたら、パソコンをいじっていた土井さんが『消えちゃった』（データが消去された）となって、大騒ぎだったんだよ」とエピソードを聞いたことがあります。

ここでの「3つの報告」とは別に、自衛隊、日米安保、対韓政策、原発の問題については、中央執行委員会の下に設置された4つのプロジェクトで検討を重ねてきました。しかし結局、連合政権としての明確な見解を決断することなく、先送りすることになりました。

この先送りが、先に述べたように社公民連の政権協議を破綻させる要因になってしまいましたし、その後のPKO法案で意見を異にってしまうことになるわけです。いわゆる基本政策は、長い間自社の基本対立軸でしたから、土井さんといえども決断することには厚い壁だったのだと思います。

#### 4 田辺委員長の時代のこと（1991～93年）

##### (1) 徹底抗戦で終わったPKO

話題をちょっと戻すことになりますが、土井・山口体制時代の1990年11月8日、自民、社会、公明、民社の与野党4党の幹事長・書記長会談は、PKO法案は「廃案とする」ことで合意しました。同時に、「同法案にかかわる非軍事、民生分野での国連に対する常設協力隊を自衛隊とは別個の組織として創設する」ことでも合意

して、ただちに後段の合意の内容について詰め協議が行われました。

ところが、山口書記長はこの協議の場から離脱します。それがどういう理由によるものか、いろいろ聞いてはいますが確かなことはわかりません。政策審議会での論議の中では、新たに創設される別組織と自衛隊の間で「人（隊員）が行き来する移動」を認めるかどうか論点として残っていたけれども、別組織の創設構想自体に異論はなかったように記憶しています。

そういう経過を経て1991年9月に政府から再びPKO法案が提案されましたが、「別個の組織」はありませんでした。仮に社会党が協議の場にいたとしても同じ結果になったかもしれませんが、私はその時に離脱してもよかったのではないかと、そこまでねばる過程を大事にすべきだったと思います。

この再提案されたPKO法案に対して、田辺誠委員長・山花貞夫書記長（1936～1999年。後に委員長、国務大臣＝政治改革担当）の執行部は、PKO法案をめぐって、なお公明、民社との接点を探ろうと努力しましたが不調に終わり、92年5月～6月にかけて結局参議院、衆議院で徹底抗戦を展開することになります。そして田辺委員長は、衆議院の最終局面の6月25日、社会党と社民連の代議士全員から預かっていた「衆議院議員辞職願」を桜内義雄衆議院議長（1912～2003年。自民党幹事長、外務大臣）に提出しました。この「辞職願」は「議長預かり」のままPKO法案は可決、成立しました。

この一連のPKOへの対応を振り返って、私は次の3つの疑問が解けません。①山口書記長はなぜ4党協議の場を離れたのか、②田辺委員長はなぜ議員辞職願を含む徹底抗戦を選択したのか、③社会党が離脱した後の自公民協議のベースにあつた「自衛隊とは別組織」はなぜ消えたのか、です。

私も当時のメモや資料を読み返して見ましたが、推論をすることはできますが、今現在それを裏付けるものがそろいません。ただ、現実路線への転換を主導してきた田辺さんが、巡り合わせだったとはいえ、最も古いという意味での社会党らしい、田辺さんが言われた「墓標」を刻む国会闘争しか選択肢として残されていなかった、そこに社会党のおかれていた現実があったのだと、今のところそう理解する以外にありません。

## (2) 変化を引き起こしたシャドーキャビネット

田辺さんは、土井さんが1991年統一自治体選挙の敗北の責任をとって辞意表明後に設置された党改革を検討する委員会の責任者として、「政治の改革と社会党の責任」を取りまとめました。これが大会決定されます。その中に、①シャドーキャビネット委員会（以下SC）の設置と、②衆参議員団の院内活動に関する事案の決議機関である院内総務会の設置があり、田辺さんが委員長に就任すると間もなく、この2つが実施されることになりました。

このことは何を意味していたかと言えば、政策立案や法案、内外の動きに対する見解発表等についての意思決定システムがガラリと変わったということです。それまで政策審議会の立案した政策や見解は、中央執行委員会の承認を得ることによって党決定となっていました。それがSCと院内総務会の設置によって、そこで党議決定できる仕組みに切り替わったということです。

私は、この党改革の実施によって、政策審議会の仕事に加え、SCを担当することになり、それに院内総務会の事務局長を兼務することになりました。総務会の兼務は6カ月ぐらいの期間だったと思います。当然のことながら、SCの事務局は政策審議会のスタッフ（職員、書記

局）が担うということになりますから、その関係をどう整理するかという課題がありました。

どう整理したかという、SCの事務局は政策審議会の全スタッフが兼務する。その上で、私を含めて8人が、わかりやすく言えば本籍をSCの事務局にして、政策審議会を兼務する、ということで運営を始めました。私は毎週開かれるSCの全体会議を担当していました。

初代のSCの「総理」は田辺さん、政策審議会会長だった早川勝さん（1940年～、後に村山首相補佐、豊橋市長）が「官房長官」に就任しました。

社会党参議院議員団が本館3階の第30控室をSCの専用会議室に提供してくれました。また、事務局は衆議院第一議員会館地下2階の大きな会議室をSC専用の「官房事務局」として使うことになり、私たち8人はそこにデスクを引っ越しました。

SCの発足で、社会党の政策立案をめぐる何が変わったかを簡単に紹介しておきます。

政策審議会の活動は、見解を出すにしても文章に仕上げることになりますので、どうしても従来の方針との整合性だとか、政策全体のかねあいを考えますから、慎重にならざるをえない面がありました。

他方、シャドーキャビネット委員会の活動は、日々内外で起こる出来事に対する社会党の見解や、政府・自民党の発信する事象に対して、できるかぎり時間をあけないで、すぐに現場に足を運び、あるいは政府見解や資料を分析することによって、ともかく自らの見解を発信することになりますから、社会党に長くあった理屈を物差しにして出来事の要因や対策を判断するといった作風を打ち破る意味で、効力は大きかったと思います。

1994年1月、田辺委員長の後を引き継いだ山花貞夫委員長は、2月に第三次シャドーキャ

ビネット委員会を発足しますが、この段階では、ほぼ「表の閣僚」と官邸・各省庁に対抗する陣容を整えました。

私は、「影の官房長官」の日野市朗政策審議会長（1934～2003年。元郵政大臣）のもとに設置された担当次長（影の副官房長官）——広報担当の岩田順介さん（1937～2006年。元衆議院議員）、企画担当の仙谷由人さん（1946年～、後に民主政策調査会長、内閣官房長官）、事務担当の私——の3人で、ほぼ毎日のように打ち合わせをしていたことがなつかしく思い出されます。

## 5 山花委員長から村山委員長、細川連立政権の時代（1993年）のこと

### (1) 連立政権で動いた山花・赤松体制

1993年6月、社会党と野党が共同提出した宮沢喜一内閣不信任案は可決、7月に衆議院解散・総選挙が行われ自民党は過半数割れして、社会党など8党会派は細川連立政権を誕生させることとなります。社会党はこの総選挙で大敗北を喫しましたが、山花委員長・赤松広隆書記長（1948年～、後に民主党副代表）の執行部は、総選挙前の段階から非自民連立政権の実現に強い決意を固めていたと思います。

この前後に私が体験した3つのことからそのことが言えます。

1つは、総選挙に入る前に山花さんから私（政策審議会事務局）に「総選挙後の連立政権を想定しておかなければならない。政策発表もの（委員長や書記長などが遊説先で記者会見して発表する政策）についての起草は工夫して準備するように。とくに消費税問題は柔軟性をもったものにするように」という指示がありました。

連立政権を組む場合、どこが政策調整の焦点になるか、個々にはそれぞれ考え方はあったにしても、みんなよくわかっていましたから、知

恵を出し合って作業を進めました。

しかし、総選挙で社会党は大敗北を喫することになり、山花さんの「党の主体性を欠いた発言こそが敗因」として批判されることになりました。私は、政治は結果責任が問われるので「批判は当然だ」と思う反面、その批判の根底には「連立政権＝党の主体性を欠く」ことになるから反対、あるいは慎重に、との考え方があるように思えて、敗因のすべてを山花さんに押しつけるのは酷、辞任する必要はない、と思っていました。

2つは、大敗北を喫したけれども、非自民8党会派（社会、公明、新生、日本新党、民社、さきがけ、社民連、民改連）は、7月22日から連立政権樹立のための協議を開始しました。

連立政権協議の場は、委員長や書記長による折衝のほかに、政策に関連する協議の場としては「基本政策にかかわる問題」と政策担当者による「政策」の2つがありました。前者の基本政策に関しては久保亘副委員長が小沢一郎新生党幹事長（1942年～、元自民党幹事長、民主党代表、国民の生活が第一代表）の代理である参議院議員の平野貞夫さん（1935年～）との間で詰めが行われ「連立政権樹立に関する合意事項」として、また後者については政策担当者会議で「八党派覚え書き」としてまとめ、8党会派の党首の間で署名されて、細川護熙内閣が誕生しました。

3つは、その間に（日時を確認できませんが）私は山花委員長から、①村山国対委員長の下で急いで連立政権参画の場合に政務部門の意思決定システムのあり方、②社会党から入閣する大臣の政務秘書官の任命はどかがやるべきか、について早急に案を取りまとめるように、との指示を受けています。

前者については、後の8月4日にSCを解散、院内総務会や政審全体会議を廃止してシンプル

な運営体制に切り替えが行われました。

後者については、大臣就任の政務秘書官は党本部が任命することになりました。これは、社会党大臣を狙い撃ちする野党（自民党）の質問攻勢に迅速に対応する必要からでしたが、同時に積極的な意味が与えられており、評価されてよいと思います。それは、自民党はもとより、連立政権でも他党のほとんどは大臣就任議員の秘書が政務秘書官となって、とかく利権がらみにつながっているのではということも言われていましたから、そういうやり方と一線を画したという意味からです。

山花委員長・赤松書記長は9月の臨時党大会で、総選挙の責任をとって辞任しました。後任には村山委員長、久保書記長が選出されました。ここで、細川連立政権の意思決定機構で村山委員長の位置づけが、後でふれますが問題を生じさせることになりました。

## (2) 細川連立政権の政策・意思決定システム

細川内閣がスタートして間もなくの8月13日、連立与党は衆議院第二議員会館の会議室に各省庁の官房長らに集まってもらって、「細川連立政権与党意思決定機構」の説明を行いました。

この場の座長を務めていた赤松書記長の説明が一通り終わると、各省庁側からいくつか質問が出され、その中の1つに「細川連立与党の事務局の窓口はどこか」という問いがあって、赤松さんは隣にいた新生党幹事長の小沢一郎さんと何やら相談して、「当面、社会党政策審議会の浜谷事務局長が窓口です」と言っちゃったわけです。

なぜ、社会党になったかと言えば、歴史的な大敗北を喫したけれども、与党の8党会派の中では第一党であり、衆議院では自民党に次ぐ第二党を確保していたからです。

私はすぐに、赤松書記長と日野政審会長に、

事務局の役割分担を進言し、各党間で相談してもらって、「政府・与党首脳会議」は日本新党、「政府・与党連絡会議」は社会党衆議院事務局、「与党各派代表者会議」は社会党総務局、「政務幹事会」は社会党衆議院事務局、「政策幹事会」は社会党政策審議会、が責任を持つことを決めてもらいました。

以後、私は政策幹事会の事務局と、与党各派代表者会議に事務局として陪席することになりました。

政策幹事会は5会派で構成することになりました。これは与党のうち、日本新党と新党さきがけが、また参議院で日本新党と民改連が統一会派を組み、さらに社民連は日本新党とさきがけに事実上合流状態であったことから与党の調整・意思決定は、社会、新生、公明、日本新党さきがけ、民社の5党会派が行うことになっていました。

この政策幹事会で、日野政審会長は「政策幹事会の下に、各党間の部会の責任者等で政策調整にあたる『常設機関』の設置」を提案しました。これは、連立与党の政策調整・決定の仕組みの中で「衆参の与党の全議員がそれぞれこの段階・どこの場で参加してもらうのか」を、明確にしておく必要からでした。

この提案は当然のことであると考えていたところ、新生党の愛知和男政調会長（1937年～、防衛庁長官）は「設置の必要はない」と主張。公明、民社、日本新党さきがけは、設置は必要だが当面政策幹事会で対応してみようということでした。数回の政策幹事会で日野さんもその必要性を説きましたが、結論を出すことができず、事務局に「常設機関の設置」についての論点整理と試案を検討するように指示がありました。

すぐに5党会派から2名が出てほぼ2週間の間、意見交換を重ねて、「政策幹事会の下に常設の部会と課題ごとのプロジェクトの設置が必

要である」旨の取りまとめをして、各党会派の政審会長・政調会長にそれぞれが報告しました。しかし、この案が連立与党の意思決定機構の中で正式に受け入れられたのは翌年2月になってからです。

なぜ、そんなに時間がかかってしまったか。私の見方ですが、「細川連立与党の意思決定の仕組み」は、①各会派のナンバー1（委員長、代表）が閣僚として入閣しているの、与党党首レベルの調整は閣内で行われる（ここで社会党は、前委員長の山花さんが閣僚のため、閣僚による党首レベルの会議に村山委員長は出ることができない、という問題が生じました）。

そこで、与党の意思決定には、②党首会談の場を設けないで、与党代表者会議（各党会派のナンバー2＝書記長、幹事長）に与党としてのすべての権限を集中させことが、小沢さんの考え方の基本にあったのだと思います。

ですから、「与党各派代表者会議——各派幹事会——政務幹事会・政策幹事会」以外の常設機関の設置を基本的に認めないとする「シンプルな仕組み」を、小沢さんは譲ろうとしなかったのではないかと。私は、新生党の愛知さんから何度か「小沢さんがOKと言わない」という話をお聞きしたことを覚えています。

小沢さんとすれば、①連立与党の8党派の掲げる理念・政策の幅は広く、②信頼感は強くない。③さらに社会党の運営手法は自民党のボトムアップ方式と満場一致方式にきわめて類似していて結論までに時間を要する。④細川連立政権がスタートしたものの、8党会派で合意した重要政策の項目のほとんどが「引き続き協議を続ける」となっていることから、部会や課題ごとの調整会議を設置すると、議論はできても、「結論をだせない」与党になることをおそれていたのだと思います。

もう1つ、先ほど事務局で「常設機関」設置

の論点を検討したと言いましたが、その経験から私は、それぞれが政党の風土みたいな違い、つまり、①リーダーに任せる政党とボトムアップで積み上げる政党、②歴史を持つ政党と新党を再編過程と位置づける政党、③それぞれ所属議員の数にバラツキがあり、連立与党参画への目的というか、場の必要度の違いを感じていました。

各党の政策調査会（政策審議会）事務局スタッフの数は、社会党30数人、公明党10数人、民社党、日本新党さきがけ、新生党が共に10人以下でした。

当時、新生党の議員は、いずれ再編が進むから「うちは今スタッフを揃えることはしない。政策は官僚を使えばいい」と言っていたように、政策の違いとは別に政策活動の位置づけにそもその違いがあったことなどが、先送りの要因になったように思います。

今お話ししたように、連立与党の「シンプルな仕組み」では、各会派は省庁から案件の説明を受けられない、受けにくい状況になっていました。ずっと後に民主党の鳩山由起夫連立政権誕生の際に、当時民主党の幹事長で采配をふるっておられた小沢幹事長が民主党の政策調査会を廃止し、権限を幹事長室に集中させた件と、すごくよく似ているな、と思いました。

話を戻します。9月中旬になって予算編成が本格化したこともあって、各派幹事会と政策幹事会は各派代表者会議と相談の上、政策幹事会が関係部会長会議に委嘱するなど、「細川連立与党の意思決定の仕組み」を補強するということが、「細川連立与党の政策・法案審査システム」とその「構成と運用細則」を決定しました。

さらに、翌1994年2月24日に「細川連立与党の法案審査手順」、引き続いて3月3日になって「与党内法案審査等の実施要領」（政策幹事会による事前審査を要する法案の指定および事

前審査)等と「省庁別チーム」の設置を決め、やっと与党の政策意思決定の仕組みが整いました。

最後のところの内容は省略しましたが、連立与党にとって一番大事な調整の仕組みづくりが政権発足から半年も経っていたということが、細川連立政権の象徴的な出来事であったと言っているのではないかと思います。

## 6 村山連立政権、第一次橋本連立政権の時代 (1993～96年)のこと

### (1) 「3:2:1」の政策調整の仕組み

自社さ3党による村山連立政権が1994年6月29日に誕生しましたが、首班指名を終えて衆議院本会議場から廊下に出た村山さんが、衛視や報道陣に囲まれて移動する場面を見て、あまりの変わりように私はびっくりするより正直言って呆然と見つめていたように思います。それからすぐに政策審議会に戻って遅くまで待機していました。

翌6月30日未明に3党首会談が行われ、社会、さきがけが合意していた「新しい連立政権樹立に関する合意事項」を、村山富市委員長、橋本龍太郎総裁(1937～2006年、自民党、後に内閣総理大臣)、武村正義代表(1934年～、新党さきがけ、大蔵大臣)の3党首は「口頭」で「合意」しています。

その後だったと思いますが、私は関山信之政審会長(1934～2014年。衆議院議員)から自民党とさきがけの事務局レベルで話し合うように指示され、また久保書記長からも村山連立与党の「意思決定システムのあり方」について、「明日までに案を作って持ってくるように」との指示を受けています。同僚の意見も聞いて翌日、関山さんと久保さんに原案を説明して、手直しして「久保試案」として整理したことを覚えていています。

これはエピソードですが、自民党政調の高野千代喜事務部長、畠山三央事務副部長、さきがけ政調の山田實事務局長、増尾一洋さん、社会党から私と長谷川崇之事務局次長らで与党の会議の場所をどうするか、など下相談しました。

自民党の高野さんが「使っていない部屋がある」というので、第一議員会館地下1階の部屋の鍵を開けると、蜘蛛の巣がかかって奥の方はいろんなものが置いてありましたが、相当広い部屋でした。この部屋を与党調整会議の会議室として使うことになりました。自民党の「眠っていた会議室」の利用でした。

この打ち合わせの時に、高野部長は「第一議員会館1階にある自民党憲法調査会は自民党本部に移すことにする」と話してくれました。事実、その後自民党憲法調査会の看板が外されました。

3党の政策調整に話を戻しますと、7月2日に開かれた3党の幹事長・書記長、国対委員長、政調会長・政審会長の会議で村山連立政権与党としての意思決定の仕組みを大筋で合意。その後開かれた政策調整会議で、加藤紘一政調会長(1939～2016年。後に自民党幹事長)から「連立与党のすべての会議を『自民3:社会2:さきがけ1』の構成比で運営していきたい」と発言があり、これを確認。そして正式には7月11日の与党責任者会議と政府与党連絡会議で「連立与党の意思決定機構」が決められました。

その後、7月22日には、政策調整会議で「運営にあたってのメモ」を決定して、19の「省庁別会議」、5つの「課題別調整会議(プロジェクトチーム:PT)」を設置させて、95年度概算要求の取りまとめや景気対策などすぐに着手しています。

さらに9月27日の政策調整会議で、「村山連立与党の法律案等の審査システム」と、政府提

出の案件に対して、政策調整会議と省庁別会議で審査する分担を決めています。この決定をもって、基本的には自社さ・村山連立与党の政策決定の仕組みは整ったことになりました。

その運営で特徴的なことの1つとして、連立与党と省庁の関係にケジメをつけたことをあげることができます。例えば、自社さの省庁別調整会議が審議した結論と与党政策調整会議が報告を受けて、与党調整会議の見解を決めることとなりますが、その席に関係省庁の関係者の傍聴・陪席を禁じました。

自民党は長期政権の下で与党と省庁の「一体的運営」を当たり前のこととしていただけに、省庁に衝撃を与えたようです。政策調整会議の部屋の外に省庁の役人が黒山になった光景をよく見ました。それで、なんとか傍聴だけ認めてほしい、という要望もよく聞きましたが、自社さ連立の下では聞き入れることはありませんでした。

3党による政策調整は、村山内閣のスタートから1年くらいは順調（社会とさきがけが議席比以上の発言権）でしたが、後半から、さらに第一次橋本連立政権では次第に「仕組み」はそのままでけれども、運用面では次第に自民党の発言が大きくなっていきました。

振り返りますと、1995年度予算編成の調整作業が本格化する秋口当たりから、自民党の中に「自民3：社会2：さきがけ1」に対して不満がくすぶっている声を、ちよくちよく耳にしていました。当時の自民党は衆参を合わせると約350の議員がいましたから、「自民3：社会2：さきがけ1」では、与党調整に参加ができない議員が大勢いることとなります。

他方、社会党は140名くらいですから、大臣や政務次官など政府、与党の政策調整、党務のいずれかで活躍できる場があります。ですから、自らの主張が通らないという不満はあって

も、参加しているというか、野党時代と違ってやりがいがありますから、そう不満がないのです。ところが、自民党はその逆で、活躍の場が限られていることから不満が次第に大きくなっていました。それを加藤政調会長が抑え込んでいたのだと思います。

自民党がその不満を爆発させることになったのが、「戦後50年問題」でした。これは後でお話しします。

## (2) いわゆる基本政策の転換

村山連立内閣が発足して、私たち政策審議会の裏方としては、何よりも気がかりだったのが「答弁メモづくり」のことでした。野党は攻めまくってくるだろうし、国会が始まれば待たなしですから、よほど基本的スタンスを共有しておかないと大変な事態になりかねない、と考えていました。

村山さんは首相就任から間もなくナポリサミットに出発。そのころだったと思いますが、五十嵐広三官房長官（1926～2013年。SC自治・環境委員会の委員長、建設大臣）から、臨時国会が召集されるので答弁メモの作業を急いでほしい、という連絡をいただきました。

ただその時、私は「どういうスタンスで」という問いはしませんでした。書記長や政審会長からも指示されたことはなく「阿吽の呼吸」ということで作業をしていました。この時点で明確な指示が出されたとなると、それ自体が大ニュースとなって、党が混乱しかねない問題をはらんでいましたから、みなさん慎重でした。

村山首相が帰国されて臨時国会が迫ってくる中で、村山首相、五十嵐官房長官ら社会党出身の閣僚と、党側から久保書記長、関山政審会長、山花前委員長、上原康助安保・自衛隊・軍縮基本政策委員長（1932～2017年。国土庁長官、沖縄・北海道開発庁長官）が首相公邸で



行った2回の会合（7月12日と14日）が開かれて、その現場に私は居合わせています。

2回目の会合の際に、自衛隊や日米安保の問題点を長々と議論するのを聞いていた村山首相が、テーブルを叩かれ「そんなことはわかっちゃる。今はそんなことを議論しちよるんじゃない」と言われました。その時私は、村山さんが転換する方針を固めていることを確信しました。その直後に、私は政策審議会の同僚の担当者に「細川連立時代に社会党出身の閣僚が追及された時の閣僚答弁でいく場合には蓄積があるので、転換する場合の作業の準備を急いでほしい」とお願いしたように記憶しています。

政策審議会での答弁メモづくりの作業が始まったのは、7月19日に内閣参事官室が与野党の質問予定議員から「質問取り」のレクチャーを受けた後——官邸や各省庁では答弁メモが書けないので——園田原三\*首相秘書官（1941年～、党本部企画調整部長）を通じて「所管外質問」に対応してほしい旨のファックスを受けてからです。それが午後7時から8時くらいではなかったかと思います。

すぐに担当を割りふって草案メモづくりの作業に入り、最終メモをまとめて官邸で待っていた園田さんに、また関山政審会長、久保書記長に届け終わったのは深夜午前1時を回っていました。こうした作業が19日から21日までの3日間ほど続きました。

官邸では、首相の指示を受けて5人の秘書官を中心に、各省から上がってくる答弁メモ、政策審議会から上がった「所管外質問」に対するメモが整理され、翌朝、村山首相が最後の筆を入れ、最終答弁メモができ上がり、本会議で答弁されました。

\*本誌 675, 676号（2015年1, 2月号）に「時代に生きた社会党と村山連立政権——園田原三氏に聞く」掲載。

7月20日、村山首相は「自衛隊を合憲」、「日米安保条約を堅持（維持）」などいわゆる基本政策と言われる問題に、従来の社会党の方針を転換する答弁をしました。

### （3）自社さ連立政権と「戦後50年」

先ほど後にといいましたが、1995年8月に出された「村山首相談話」と、その前後の「戦後50年にあたっての国会決議」と政府主催の「記念行事」の経過を振り返ります。

そもそも「国会決議」と政府主催の「記念行事」は、自社さ村山連立政権が誕生した際に3党首の合意の中に書かれていた約束ごとの事案でした。このため、3党は政権発足から間もない1994年8月中旬に政策調整会議の下に「戦後50年問題プロジェクト（PT）」を設置。私の「メモ」によれば、その前に自民党の加藤政調会長は「『戦後50年』は（自民党にとって）一番やっかいだ」だが、「自民党として歴史認識を含む協議を（認めることを）社会党大会（9月4日）までに決着する」と発言するなど、非常に気にしていました。

それで「戦後50年問題PT」はただちに協議を開始して「原爆被爆者援護法案」をまとめ同法を成立させたことをはじめ、翌1995年8月までに9項目の課題について合意させています。

並行して1995年2月からは、「国会決議」と政府主催の「記念行事」について協議を開始します。協議は、3党が国会決議に関する①基本的考え方、②第一次試案、③第二次試案を提示して行われました。論点は、①過去の戦争をめぐる侵略行為（戦争）と植民地支配に対する認識、②「反省」や「お詫び」「不戦」のキーワードに集約されていました。

ところが、自民党内では前年の1994年12月初旬あたりから、すでに「国会決議に反対」する動きが表面化していました。動いたのは奥野

誠亮氏（1913～2016年。文部大臣）を会長とする「終戦50周年国会議員連盟」です。翌年2月には自民党の160名の衆参国会議員が参加しています。事務局長代理は安倍晋三氏（1954年～、現内閣総理大臣）でした。

その結成趣意書には、「過去の戦争処理は、平和条約や講和条約によって解決されてきており……日本も決してその例外ではなく……外交上すでに決着している問題であります。先の大戦について、改めて我が国が国際社会の中で後世に歴史的禍根を残すような国会決議を行うことは、決して容認できるものではなく……」とあります。

自民党はこの結成趣意書に沿って「戦後50年問題PT」の協議に圧力をかけ続けたこととなります。

与党政策調整会議はPTからの報告を受けて、その後は政策調整会議、院内総務会、責任者会議で最終調整の詰めを行い、その間に野党の意見にも配慮しながら与党案を決定して、新生党と折衝しましたが、新生党も自民党と同様に「決議反対派」を抱えていましたから、結局まともらずに、衆議院は6月6日にやむなく「歴史を教訓に平和への決意を新たにす決議案」を決議することにしました。

ところが「決議案」採決の賛成者は、衆議院議員総数の過半数に満たない230人。与党から70名近くと、野党の新進党は欠席するという国会決議になりました。安倍晋三氏も当時の本会議を欠席した1人です。決議の内容、形式ともいちじるしく損なわれたものになりました。

もう1つの、政府主催の「8月15日の記念行事開催」もやはり自民党の圧力で延期させられてしまいます。

与党50年問題PTは「記念行事の開催」について、①開催は8月15日、②主催は政府で合意（与党政策調整会議、与党責任者会議も合

意）し、その具体化を政府に求めたのが1995年5月中旬だったと思います。

政府（五十嵐官房長官）は与党側と調整しながら、「戦後50年を記念する集い（仮称）」について（案）を取りまとめ、与党の協力を求めてきました。ところが、自民党は外交調査会や総務会で、政府案が講演予定者にした作家の司馬遼太郎氏（1923～1996年）を「ふさわしくない」。オーケストラの演奏とあるが、ここには「日本古来の伝統がみられない」。8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」で十分だなどを理由として反対。

7月4日、与党3党の幹事長・書記長会談が行われたけれども、「予定通り開催」を主張する社会党に対して、自民党が「延期する主張」を譲らなかつたことから、政府が引き取り、同日村山首相は「延期する」ことを決断することになりました。同日、五十嵐官房長官は記者会見で「8月15日の開催を延期する」と表明するとともに、「戦後50年談話は規定方針通り発表する」と語っています。

当時、「50年問題PT」は、①被爆者援護法、②国会決議、③いわゆる従軍慰安婦問題について「女性のためのアジア平和基金の設立（1995年7月19日）」が処理されていたので、自民党内の不満が高まっている、という声を私は聞いた記憶があります。

以上述べてきたような2つの約束が果たせないことから、五十嵐官房長官の下で「村山首相談話」の準備が進められ、8月15日に閣議の決定を経て「村山首相談話」として発表されることになりました。発表時の官房長官は直前に内閣改造で野坂浩賢さん（1924～2004年。国対委員長）に交代していました。

ここで大事なことは、「村山首相談話」は、当時自民党総裁であった橋本龍太郎通産大臣をはじめ全閣僚の賛成を得て閣議決定、それを与

党である3党は支持したという事実です。自民党内には先ほどふれたような異論があったけれども、です。昨年、安倍首相は「戦後70年の談話」を閣議決定していますが、村山首相による「戦後50年談話」は以後20年の間、日本政府の公式見解として役割を果たし、現在も重い存在感を示している意味から、その経過を振り返りました。

#### (4) 1990年代の社会党議席激減の要因分析

最後になってしまいましたが、みなさんから問いかけをいただきました「1990年代の社会党の議席激減の要因についてどう考えているか」についてです。

ご存じのとおり、社会党は、土井委員長時代に実施された1989年の参議院選挙と90年の衆議院総選挙で、大勝利。ところが一転して92年の参議院選挙（田辺委員長）、93年の衆議院総選挙（山花委員長）、95年の参議院選挙（村山委員長・村山連立政権）のいずれにも大敗北を喫したわけです。

その「要因」となると、社会党50年の歴史の総括そのものにかかわることになって容易なことではありませんので、ここでは、社会党と総評・労働組合の関係という視点から見て、私の問題意識を箇条書き的に簡単に以下紹介して、役割を果たすことにしたいと思います。

1つは、労働組合員の意識・価値観の多様化が一層進んだことによって、社会党候補者に対する選挙活動や集票効果の低下に歯止めをかけることができなかったこと。

2つは、土井時代の社公民連の連合政権協議と選挙協力が破綻し、さらにPKOをめぐる見解の相違から、社公民連の関係を修復できず、選挙協力は頓挫したままの状態となってしまったこと。

3つは、1990年代の連立政権のあり方および

「新党づくり」をめぐる、社会党と労組にそれぞれ複数の考え方が起こり、社会党がこれらを調整・統合することができず、労組独自の判断による選別支持、社会党以外の党との実質的な選挙協力が促進されることになったこと。

4つは、土井委員長時代に市民による支持層が広がったものの、その後支持層の離反を食い止めることができなかったこと。

5つは、連立政権を具体的に目指したこと、および連立政権に参画、さらには首班政党を担ったけれども、そのことによって党の存在感を積極的に打ち出すことができなかったこと。

6つは、重複しますが新しい時代の「ビジョンの提起」と「束ねることのできる指導者」を欠いたこと。

7つは、したがって、社会党は多くの選挙区で「裸になっての選挙活動」を余儀なくされてしまったこと、ではなかったかと思えます。

#### おわりに

最後に一言。社会党は1996年「新しい党づくり」に失敗して、党を分散させ、50年の歴史に幕を閉じることになりました。その渦中に居合わせた本部職員の人として痛切な反省があります。1人の力ではどうしようもない大きな流れがあったことを理解しながらも、です。

何とか新党づくりを成功させて、社会党が1990年代に連立政権に参画して学んだ経験を活かして、連立政権を担える現実的政策を磨くとともに、社会党の大先輩が戦後議会政治と大衆運動を通じて国民（市民）的共通の価値として根づかせてきた福祉社会や非核三原則など「戦後の資産」の実績を引き継いだ、新しい党づくりに参加してみたかった、との思いはありました。

拙い経験談になりましたが、お聞きいただきありがとうございました。